

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
農村環境改善センター（久志支所）清掃等業務委託	農村環境改善センター（久志支所） （名護市宇瀬嵩7番地1）	名護市農村環境改善センター（久志支所）において、庁舎内外の美観を長期にわたり維持し、最適な環境状態を保つための清掃業務を委託する。業務は、ゴミ収集、フロア・トイレ・窓ガラス等の日常清掃、草刈り、花壇管理に加え、定期的なフロア磨きやワックス掛け、台風時等の特別清掃を行う。その他、清掃用具の管理、会議時の湯茶接待補助、行事の手伝いなど、職員の指示に基づく業務も含まれる。原則、月水金の週3日、月12日程度の勤務となっている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。	1. 見積書提出 2. 登記事項全部証明書、契約書等の写し 提出期限：令和8年3月30日（月）17時まで 提出先：名護市地域経済部 久志支所	課名：久志支所 担当：大城 明哲 電話：0980-55-8101

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
契約締結後に公表いたします。			